

株 主 各 位

東京都新宿区新宿四丁目1番6号
株式会社ジオコード
代表取締役社長 原 口 大 輔

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今回は新型コロナウイルス感染症のリスクが高まっているため、株主様の安全を最優先に考えた総会といたしたく存じます。株主の皆様におかれましては、本総会へのご来場を可能な限りお控えいただきますよう、ご協力お願い申し上げます。

つきましては、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月24日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区代々木二丁目3番1号
ホテルサンルートプラザ新宿 1階「芙蓉」（ふよう）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、席数が非常に限定的となりますため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項 第17期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.geo-code.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。従いまして、本招集ご通知の提供書面に記載している計算書類は、監査役及び会計監査人がそれぞれの監査報告を作成するに際して監査した計算書類の一部であります。
 - ◎本総会にご出席される株主様は、本総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、入場をお控えいただくことがございます。
 - ◎本総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。感染予防の取り組みのひとつとして、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案等の説明は簡略化させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
 - ◎本総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎本総会当日までの新型コロナウイルス感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合及び株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による影響を受けて先行き不透明な状況が続いております。社会経済活動のレベルは、感染症の拡大防止策を講じつつ段階的に引き上げられ、日経平均株価が2021年2月には一時3万円台まで上昇する場面もあり、持ち直しの動きもみられますが、個人消費や企業収益の一部には依然として弱さがみられ、引き続き国内外の感染症発生动向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

このような経済状況のなか、当社が主たる事業領域とする国内インターネット広告市場は、年々成長を続けており、2020年にはテレビ・新聞・雑誌・ラジオのマスコミ四媒体合計に匹敵する2兆2,290億円（前年比5.9%増）規模にまで成長しております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部の企業では広告予算削減の動きもみられましたが、インターネット広告市場は運用型広告やSNS広告が市場を牽引して他の広告媒体に先行して回復基調に転じるなど、広告業界におけるデジタル化の進展を示唆する状況となっております（出所：「2020年 日本の広告費」株式会社電通、「インターネット広告市場の動向に関する調査」株式会社サイバー・コミュニケーションズ）。

同様に、当社がクラウド型業務支援サービスを展開する国内SaaS市場も、2019年度の6,016億円から5年後の2024年度には1兆1,178億円規模に達するとの予想もみられ拡大傾向にあります（出所：「ソフトウェアビジネス新市場 2020年版」株式会社富士キメラ総研）。また、新型コロナウイルス感染症拡大が長期化するなかで、デジタルトランスフォーメーション(DX)推進の緊急性が高まっており（出所：「DXレポート2（中間取りまとめ）」経済産業省）、今後、働き方改革や生産性向上を実現するためのIT投資需要の増加に伴い、市場規模の更なる拡大が見込まれます。

このような市場環境のもと、当事業年度において当社では、継続的かつ安定的な事業規模拡大を目指し、主力事業であるWebマーケティング事業を

中心に、本社（東京都新宿区）及び関西支社（大阪府大阪市北区）を拠点とした営業活動や代理店開拓に加え、自社Webサイトリニューアル等を実施しインターネットメディア経由の受注を強化し多様な販売経路の確立に取り組んでまいりました。さらに、地域金融機関や地方公共団体、全国に展開する大手企業等との関係強化を図り、地域経済の活性化に貢献する地方創生に向けた活動にも引き続き取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は3,040,408千円（前期比2.4%増）、営業利益は192,339千円（同25.6%増）、経常利益は174,688千円（同12.5%増）、当期純利益は111,289千円（同1.9%増）となりました。

なお、当社の報告セグメントは、Webマーケティング事業のみであり、重要性の観点からその他の事業セグメントについてはセグメント情報の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施した当社の設備投資の総額は、11,111千円（無形固定資産を含む）であります。主なものは、管理業務の作業効率化を促進する目的で開発した自社利用ソフトウェアの開発費用等7,582千円、人員増加等に備えたPC及びその周辺機器の購入費用3,529千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、2020年11月26日に東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場に伴い、有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）による新株式の発行380,000株、自己株式の処分40,000株及びオーバーアロットメントによる株式の売出しによる新株式の発行100,500株により、総額598,575千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2018年2月期)	第 15 期 (2019年2月期)	第 16 期 (2020年2月期)	第 17 期 (当事業年度) (2021年2月期)
売 上 高(千円)	1,298,834	2,415,142	2,968,409	3,040,408
経 常 利 益(千円)	65,542	55,926	155,214	174,688
当 期 純 利 益(千円)	39,737	904	109,195	111,289
1株当たり当期純利益 (円)	19.86	0.43	52.25	51.04
総 資 産(千円)	779,331	829,457	1,151,880	1,695,233
純 資 産(千円)	217,972	218,877	298,072	1,007,936
1株当たり純資産額 (円)	104.29	104.73	145.40	392.12

(注) 1. 第14期(2018年2月期)は、決算期変更により、2017年8月1日から2018年2月28日までの7ヵ月間となっております。

2. 当社は、2020年8月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第14期(2018年2月期)の期首に当該株式分割が行われたとして仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

①Webマーケティング提供サービスの持続的な品質向上

当社の主力サービスであるSEM（注1）サービスは、広告媒体社であるGoogle LLCやヤフー株式会社等が提供する検索エンジンを活用して顧客のマーケティング活動を支援するものであります。当社は、この検索エンジンにおいて頻繁に実施される順位決定の仕組みの更新に対応していくことや、広告媒体社側から提供される広告出稿のための最新機能を取り入れていくことについて、提供サービスの持続的な品質向上を図っていくうえで必須の事項であると考えております。そのため当社では、SEOやWeb広告運用に関する対策手法や運用体制の改善に日常的に取り組んでおりますが、これらを含むサービス品質の維持・向上に今後も継続して努めてまいります。さらに、主力サービスであるSEO対策とWebサイト制作を融合・発展させて、検索エンジン経由でのWebサイト訪問件数の増加から案件成約率の改善までの一連のマーケティングプロセス全てを一社完結で支援する「オーガニックマーケティング」（注2）としてサービス提供を推進し、更なるサービス品質の向上に努めてまいります。

②クラウド型業務支援ツールの市場競争力の向上

当社が提供するクラウド型業務支援ツールの市場競争力を高めていくためには、顧客ニーズに迅速かつ柔軟に対応し提供ツールの機能及び利便性の向上を図ったうえで、販売力を強化していく必要があると考えております。そのため当社では、まず開発体制の充実・強化を図り、新機能開発を推進するとともに、周辺サービスを提供する他社ツールとの機能連携を積極的に進めてまいります。さらに、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進の機運が高まるなかで、従来の「クラウド事業」から営業体制を強化した「クラウドセールステック事業」へと発展的に改称し、販売促進にも積極的に取り組んでまいります。

③継続取引の強化による収益安定化

当社は、安定した収益基盤を確立し持続的な企業成長を実現するためには、継続取引を中心に事業展開を図ることが重要であると考えております。そのため当社では、Webマーケティング及びクラウド型業務支援ツールの提供を通してストック型の取引を基本とし、今後も顧客との継続的な関係構築に努めてまいります。

④営業力の強化と新たな販路の開拓

当社は、持続的な企業成長を実現するためには、新規顧客の獲得と既存顧客との取引継続及び拡大がそれぞれ重要であると考えております。

そのため当社では、オウンドメディアの充実やSEO対策のノウハウを駆使したWebサイト経由での集客等の効率的な営業手法の比重を高め、より多くの見込み案件の生成を図るとともに、案件単価、成約までの難易度や期間等の精査を徹底し、新規案件の受注率向上に継続して取り組んでまいります。

また、提供サービス毎に営業人員とサービス運用人員を配置する新たな組織体制とすることで、既存顧客への提案力を高め、アップセル（注3）やクロスセル（注4）をより一層推進してまいります。

さらに、地域金融機関や地方公共団体、全国展開する大手企業等との関係強化を図り、既に事業展開している首都圏及び近畿圏に加え、その他の地域での新たな販路の開拓にも努めてまいります。

⑤認知度の向上

当社は、中長期的な企業価値向上を実現するためには、当社及び当社が提供するサービスの認知度向上が重要であると考えております。そのため当社では、自社ホームページ（コーポレートサイト、各サービスサイト）の更新頻度を高めるとともに、オウンドメディアをより一層充実させることで自社マーケティング活動を強化し、当社及び当社提供サービスに関する情報発信力を高め、認知度向上に努めてまいります。

⑥人材の確保と育成の強化

当社は、持続的な企業成長を実現するためには、高付加価値のサービスを提供できる人材を数多く確保するとともに、従業員個々の生産性を継続的に向上させていくことが必要であると考えております。そのため当社では、積極的な採用活動を継続するとともに、従業員への教育・研修体制のより一層の充実を図り、経験の浅い人材の早期戦力化も含め全社的な生産性の向上に今後も継続して取り組んでまいります。

⑦経営管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、中長期的な企業価値向上を実現するためには、コーポレート・ガバナンスや財務報告の適正性確保を含めた経営管理体制を強化し、コンプライアンスの徹底に努めていくことが重要であると考えております。そのため当社では、役職員のコンプライアンス意識の向上、各種リスクの管理や定期的な内部監査の実施による経営管理体制の強化、社外役員の選任とこれによるモニタリングの実効性確保や監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス体制の強化に今後も継続して取り組んでまいります。

⑧情報セキュリティ体制の強化

当社は、顧客との取引を行うにあたり、顧客情報、個人情報及び営業機密等の機密情報を取り扱うことから、継続して情報セキュリティ体制を強化していくことが重要であると考えております。そのため当社では、サーバー設備をはじめ社内ネットワークや情報機器等に適切なセキュリティ手段を採用することによって不正アクセスや情報漏洩等の回避に努めるとともに、機密情報管理に関する社内規程の整備や社内教育の徹底にも努め、情報セキュリティ体制の充実・強化に今後も継続して取り組んでまいります。

<用語解説>

番号	用語	意味・内容
(注1)	SEM (Search Engine Marketing)	「検索エンジンマーケティング」の略語で、SEO (Search Engine Optimization: 検索エンジン最適化) やリスティング広告を含む検索エンジン上のマーケティング施策のことです。
(注2)	オーガニックマーケティング	広告を利用せずに、検索エンジン経由でのWebサイト訪問件数の増加から案件成約率の改善へと効果的に結び付けていくマーケティング活動のことです。
(注3)	アップセル	既存顧客に対して、現在利用しているサービスにおいて、より単価の高い上位モデルに乗り換えること、又は、より利用量を増やすことを促し、顧客単価を上げる販売施策のことです。
(注4)	クロスセル	既存顧客に対して、現在利用しているサービスと併せて別のサービスの利用を促し、顧客単価を上げる販売施策のことです。

(5) 主要な事業内容 (2021年2月28日現在)

事業区分	事業内容
Webマーケティング事業	オーガニックマーケティング SEO内部構造コンサルティング コンテンツ、記事コンサルティング UI・UX改善コンサルティング サイト修正指示、作業代行 Webサイト・スマートフォンサイトの企画・制作 Web広告 リスティング広告、ディスプレイ広告、動画広告、 SNS広告、ネイティブ広告、アフィリエイト広告の運用代行
クラウドセールステック事業	クラウド業務支援ツールの開発、販売、サポート 営業支援ツール「ネクストSFA」 勤怠管理・交通費・経費精算ツール「ネクストICカード」

(6) 主要な営業所 (2021年2月28日現在)

本社	東京都新宿区
関西支社	大阪府大阪市北区
静岡営業所	静岡県袋井市

(7) 使用人の状況 (2021年2月28日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
117 (3) 名	8名減 (3名減)	31.7歳	3.3年

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
Webマーケティング事業	95 (3) 名	7名減 (3名減)
クラウドセールステック事業	9 (－)	1名減 (1名減)
全社 (共通)	13 (－)	1名増 (1名増)
合計	117 (3)	8名減 (3名減)

(注) 1. 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均就業人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属している人数であります。
3. 当社の報告セグメントは、Webマーケティング事業のみであります。使用人の状況においてはクラウドセールス事業を併記しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年2月28日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	40,277千円
株 式 会 社 阿 波 銀 行	27,804千円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	27,760千円
株 式 会 社 群 馬 銀 行	19,420千円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	15,839千円
株 式 会 社 北 陸 銀 行	12,524千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	6,941千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,584千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年11月26日付で東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場いたしました。

2. 株式の状況 (2021年2月28日現在)

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,570,500株 |
| (3) 株主数 | 2,055名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社ディーグラウンド	1,000,000株	38.90%
原口大輔	622,600	24.22
株式会社SBI証券	54,000	2.10
株式会社ビジョン	51,200	1.99
吉田知史	40,000	1.55
松井証券株式会社	23,700	0.92
ミナミ株式会社	16,600	0.64
日本証券金融株式会社	16,500	0.64
吉田賢吉	15,000	0.58
S M B C 日興証券株式会社	12,400	0.48

(注) 自己株式は保有していません。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2020年7月30日開催の取締役会決議により、2020年8月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、これに伴う定款の変更により、発行可能株式総数は7,960,000株増加し、8,000,000株となっております。また、当該株式分割により、発行済株式の総数は2,079,550株増加し、2,090,000株となっております。
- ② 2020年11月25日を払込期日とする公募増資に伴う新株式発行により、発行済株式の総数は380,000株増加し、2,470,000株となっております。
- ③ 2020年12月18日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は100,500株増加し、2,570,500株となっております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	
発行決議日	2015年6月30日	2016年3月24日	2017年7月27日	
新株予約権の数	245個	128個	361個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 49,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 25,600株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 72,200株 (新株予約権1個につき200株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない			
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 6,000円 (1株当たり 30円)	新株予約権1個当たり 13,000円 (1株当たり 65円)	新株予約権1個当たり 13,000円 (1株当たり 65円)	
権利行使期間	2017年7月3日から 2025年6月28日まで	2018年3月25日から 2026年3月23日まで	2019年7月28日から 2027年7月26日まで	
行使の条件	<p>i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。</p> <p>ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した日から起算して1年を経過する日までは新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。</p> <p>iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。</p>			
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 75個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	
発行決議日	2018年5月31日	2019年3月14日	
新株予約権の数	301個	212個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 60,200株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 42,400株 (新株予約権1個につき200株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 57,000円 (1株当たり 285円)	新株予約権1個当たり 57,000円 (1株当たり 285円)	
権利行使期間	2020年6月1日から 2028年5月31日まで	2021年3月15日から 2029年3月14日まで	
行使の条件	i 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。 ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日から起算して1年を経過する日までは、新株予約権を行使することができない。 iii 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。		
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 230個 目的となる株式数 46,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 取締役が保有している第1回乃至第3回新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

2. 2020年7月30日開催の取締役会決議により、2020年8月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割により「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態 (2021年2月28日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	原口大輔	
専務取締役	吉田知史	管理管掌、管理部長
取締役	坂従一也	事業管掌、営業部長
取締役(社外)	長橋賢吾	フューチャーブリッジパートナーズ(株) 代表取締役 (株)ネットスターズ 社外取締役 野原ホールディングス(株) 取締役
常勤監査役(社外)	長清達矢	ジャパニクス(株) 社外監査役
監査役(社外)	村松隆志	日本食品化工(株) 非常勤取締役(監査等委員)
監査役(社外)	山本純一	山本・吉田法律事務所 パートナー
監査役(社外)	野村昌弘	アヴァンセコンサルティング(株) 代表取締役

- (注) 1. 監査役野村昌弘氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 2020年5月28日開催の第16回定時株主総会において、長清達矢氏が新たに監査役に選任され、就任しております。また、同日付で同氏が常勤監査役に就任し、村松隆志氏は常勤監査役から監査役に地位を異動しております。
3. 2021年3月1日付で取締役坂従一也氏は、営業部長から営業推進部長に担当を変更しております。
4. 社外取締役及び各社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1)	57,990千円 (1,800)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	9,300 (9,300)
合 計 (うち社外役員)	8 (5)	67,290 (11,100)

(注) 取締役の報酬額は、2017年2月23日開催の定時株主総会継続会において年額150万円以内、また、監査役の報酬額は、2015年9月18日開催の臨時株主総会において年額150万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

「4. 会社役員の状況 (1) 取締役及び監査役の状況」に記載したとおり、各社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
取 締 役	長橋賢吾	26回/26回	—	上場企業における企業経営の経験とITビジネスについての高い見識に基づき、主に当社の経営戦略・事業戦略に関する助言・提言を行っております。
常勤監査役	長清達矢	19回/19回	15回/15回	監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
監 査 役	村松隆志	26回/26回	19回/19回	企業経営の豊富な経験と高い見識に基づき、主に当社のガバナンス体制や組織風土に関する助言・提言を行っております。
監 査 役	山本純一	26回/26回	19回/19回	弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、主に当社の法務・コンプライアンスに関する助言・提言を行っております。
監 査 役	野村昌弘	26回/26回	19回/19回	税理士・公認会計士としての豊富な経験と高い見識に基づき、主に当社の経理・財務に関する助言・提言を行っております。

(注) 常勤監査役長清達矢氏は、2020年5月28日開催の第16回定時株主総会において新たに監査役に選任され就任したため、当事業年度中に開催された取締役会及び監査役会のうち、2020年5月28日以降に開催されたもののみを対象としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要
は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. リスクマネジメント及びコンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス体制の構築・維持をします。
 - ロ. コンプライアンス体制の強化を企図して、当社においては複数の社外役員を選任するとともに、取締役会規程・業務分掌規程・職務権限規程等を制定し、当該規程等に準拠した取締役の職務執行がなされ、取締役間における相互牽制システムが有効に働く体制を構築します。
 - ハ. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。
 - ニ. 監査役会を設置し、社外監査役を半数以上として、より実効性のある監査を推進します。
 - ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、リスクマネジメント及びコンプライアンス規程及び、反社会的勢力への対応に関する規程においても、一切の関係及び取引行為を遮断すべく定めております。また、その実効性を高めるために外部関係機関からの情報収集に取り組み、関係行政機関や外部専門機関等と緊密な連携を図り、速やかに適切な対応がとれる体制を整備します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程・情報管理規程を制定し、株主総会議事録・取締役会議事録・決裁申請書・計算書類・法定書類、その他文書管理規程に定める文書を、関連資料とともに保存しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスクマネジメント及びコンプライアンス規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築します。
 - ロ. 定期的にはリスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会を開催し、リスク管理に関する方針、体制の確立及び対策を講じます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は取締役会規程・業務分掌規程・職務権限規程等に依拠して職務を執行するとともに、効率的・合理的な経営計画及び事業計画を策定・推進するために各部門会議等を活用し、全社的な業務の効率化を実現する体制を整えます。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を監査役との協議に基づき任命します。
- ロ. 監査役の職務を補助する使用人は、常勤監査役の直轄下に置き取締役の指揮・命令は受けけないものとします。
- ハ. 当該使用人の人事異動及び考課については、常勤監査役の同意を得るものとします。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は取締役会に出席して、報告・審議・決裁事項等を取締役と共有します。また、各部門の会議についても、監査役はその必要性を認めた場合に出席します。
- ロ. 内部監査室が内部監査により知り得た重要な情報や内部監査報告書も、確実に監査役に報告される体制を整えます。
- ハ. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、速やかに監査役に報告することとします。
- ニ. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを徹底します。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
- ロ. 監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。
- ハ. 監査役は、取締役の職務の執行について生ずる費用等の前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことが明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じるものとします。

- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため、経理に関係する諸規程を整備するとともに、会計基準その他関連する法令を遵守するための教育・啓蒙を行うことにより、財務報告にかかる内部統制の充実を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当事業年度において取締役会は26回開催され、取締役（社外取締役1名）及び監査役（社外監査役4名）の出席のもとで、十分な審議時間を確保し活発な議論を行った上で、報告及び議案の決議が行われております。なお、社外役員の出席状況等については、「4. 会社役員 の状況 (4) 社外役員に関する事項 ②当事業年度における主な活動状況」をご参照ください。
 - ロ. 取締役会において当社の経営成績が報告され、経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行っております。
- ② リスク管理体制
- イ. リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的としてリスクマネジメント及びコンプライアンス規程を定め、常勤役員及び各部長等で構成するリスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会において定期的にリスクの洗い出しと評価、優先的に対処すべきリスクの選定と対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行い、取締役会に報告しております。
 - ロ. 情報セキュリティシステム（ISMS）はJIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013）の適合認証を取得しており、ISMSに基づき、情報管理に関する啓発活動を実施する等、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取り組みを行っております。
- ③ コンプライアンス管理体制
- イ. リスクマネジメント及びコンプライアンス規程を定め、これを周知するとともに、定期研修の開催により取締役及び使用人のコンプライアンス意識の向上に努めております。

ロ．内部通報制度を整備し、取締役及び使用人に対し周知し、コンプライアンス問題等の早期発見及び迅速かつ適切な対応に努めております。また、内部通報制度の実効性の向上を目的として、内部窓口のほか外部窓口も設置しております。

④ 監査役の監査体制

イ．当事業年度において監査役会を19回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会、リスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会への出席や代表取締役社長との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っております。

ロ．監査役及び監査役会は、監査部門から、内部監査等の現状について定期的に報告を受け、常勤監査役は、課題や情報共有のため、被監査部門に対する内部監査結果説明会、フォローアップ監査に同席しております。

また、当社は2021年3月16日に開催した取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針に定める各事項について2021年2月期における構築・運用状況を評価しましたが、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しておりますが、上場後間もない現時点においては、今後の持続的な事業拡大のために内部留保の充実を図り、収益力強化のための投資に充当することが、中長期的な視点から株主の皆様に対する最大の利益還元につながるものと考えております。以上を踏まえ、第17期事業年度の配当につきましては実施しないこととし、有効投資に備え、内部留保の充実を優先する方針としております。

内部留保資金につきましては、今後、採用強化や戦力人材の育成、情報システム及び情報セキュリティの充実・強化、提供サービスの品質及び機能の向上、営業及び運用拠点の拡充等に重点的に投資していく方針としております。

将来的には、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上を実現し、業績・財務状況及び事業環境を勘案したうえで、株主の皆様に対して安定的かつ継続的に剰余金の配当を実施してまいりたいと考えております。

なお、当社の剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、剰余金の配当を行う場合においては、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

また、当社では、2020年7月30日開催の臨時株主総会決議により、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は2月末日、中間配当は8月31日を基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けております。

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,459,615	流動負債	641,154
現金及び預金	1,192,070	買掛金	219,816
売掛金	228,869	短期借入金	8,340
仕掛品	16,134	1年内返済予定の長期借入金	101,729
貯蔵品	134	リース債務	616
前渡金	4,474	未払金	23,199
前払費用	24,989	未払費用	79,339
その他	4,878	未払法人税等	44,633
貸倒引当金	△11,937	前受金	115,733
固定資産	235,617	預り金	11,514
有形固定資産	39,399	受注損失引当金	3,669
建物	32,558	その他	32,562
工具、器具及び備品	6,373	固定負債	46,142
リース資産	467	長期借入金	46,080
無形固定資産	16,012	その他	62
のれん	6,234	負債合計	687,296
ソフトウェア	9,777	(純資産の部)	
投資その他の資産	180,206	株主資本	1,007,936
差入保証金	70,700	資本金	348,787
敷金	69,119	資本剰余金	292,287
破産更生債権等	703	資本準備金	276,287
長期前払費用	2,087	その他資本剰余金	16,000
繰延税金資産	38,299	利益剰余金	366,861
貸倒引当金	△703	その他利益剰余金	366,861
		繰越利益剰余金	366,861
資産合計	1,695,233	純資産合計	1,007,936
		負債純資産合計	1,695,233

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,040,408
売 上 原 価		2,153,935
売 上 総 利 益		886,473
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		694,133
営 業 利 益		192,339
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
債 務 勘 定 整 理 益	562	
助 成 金 収 入	1,724	
そ の 他	68	2,363
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,575	
株 式 交 付 費	18,439	20,014
経 常 利 益		174,688
税 引 前 当 期 純 利 益		174,688
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	57,947	
法 人 税 等 調 整 額	5,451	63,399
当 期 純 利 益		111,289

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から)
(2021年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計	
		資本準備金	その 資本 剰余 金	他 資本 剰余 金	本 剰余 金	そ の 他 剰 余 金 計 操 業 利 益	利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計			
当期首残高	72,500	-	-	-	255,572	255,572	△30,000	298,072	298,072		
当期変動額											
新株の発行	276,287	276,287		276,287				552,575	552,575		
当期純利益					111,289	111,289		111,289	111,289		
自己株式の処分			16,000	16,000			30,000	46,000	46,000		
当期変動額合計	276,287	276,287	16,000	292,287	111,289	111,289	30,000	709,864	709,864		
当期末残高	348,787	276,287	16,000	292,287	366,861	366,861	-	1,007,936	1,007,936		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年4月19日

株式会社ジオコード
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	垂井	健 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚	徹 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジオコードの2020年3月1日から2021年2月28日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年（平成17年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、内部統制システムの構築及び運用について、継続的に整備・充実が図られていることを確認しておりますが、監査役会として、今後更なる改善努力を期待し、引続き監視及び検証を実施いたします。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月20日

株式会社ジオコード	監査役会
常勤監査役（社外監査役）	長 清 達 矢 ⑩
監査役（社外監査役）	村 松 隆 志 ⑩
監査役（社外監査役）	山 本 純 一 ⑩
監査役（社外監査役）	野 村 昌 弘 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (2) 法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠取締役に関する規定を新設して、補欠取締役の選任決議の有効期限を定めるものであります。
- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため現行定款第33条（監査役の任期）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) ～ (9) (条文省略)	(1) ～ (9) (現行どおり)
(新 設)	<u>(10) 会社経営全般、事業戦略、組織運営に関する企画・立案・コンサルティング及び運営支援並びにこれらに関する教育・研修</u>
(10) (条文省略)	(11) (現行どおり)
第3条～第20条 (条文省略)	第3条～第20条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(補欠取締役)</u>
	第21条 <u>当社は、会社法第329条第3項に規定する補欠取締役を選任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条～第32条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>第34条～第45条 (条文省略)</p>	<p>2. <u>前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠取締役の選任決議の定足数は、前条第1項の規定を準用する。</u></p> <p>第22条～第33条 (現行どおり)</p> <p><u>(補欠監査役)</u></p> <p>第34条 <u>当社は、会社法第329条第3項に規定する補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、前条の規定を準用する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。ただし、前条第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p> <p>第36条～第47条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する の 当社 株式 数
1	原口大輔 (1976年2月27日生)	1997年9月 ㈱ニチヨーキャリアー(現 ㈱ベストランス)入社 2003年5月 ㈱ネクサス(現 ㈱ジェイ・コミュニケーション)入社 2004年4月 ㈱リベラル 入社 2005年2月 (有)ジオコード(現 当社)設立 取締役 2006年5月 当社 有限会社から株式会社へ組織変更 代表取締役社長(現任)	622,600株
2	吉田知史 (1968年8月13日生)	1994年9月 等松・トウシュ・ロスコンサルティング(株) (現 アビームコンサルティング(株))入社 1999年10月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所 2003年4月 公認会計士登録 2005年9月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 EYトランザクション・アドバイザー・サービス(株) (現 EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株))出向 2012年2月 アイビーシー(株) 入社 2013年12月 同社 取締役経営管理部長 2018年1月 当社 入社 管理部長(現任) 2018年2月 当社 専務取締役(現任)	40,000株
3	坂一也 (1987年5月23日生)	2011年4月 ㈱マクニカ 入社 2014年3月 当社 入社 2017年4月 当社 営業部長 2017年8月 当社 取締役(現任) 2021年3月 当社 営業推進部長(現任)	10,000株

候補者 番号	ふり が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 式 の 数
4	なが はし けん こ 長 橋 賢 吾 (1977年7月28日生)	2006年3月 日興シティグループ証券㈱(現シティグループ証券㈱)入社 2009年3月 フューチャーブリッジパートナーズ㈱ 代表取締役(現任) 2010年3月 ㈱アプリックス 社外監査役 2015年3月 同社 取締役 2017年2月 同社 代表取締役 兼 取締役社長 2017年9月 野原ホールディングス㈱ 社外監査役 2019年2月 ㈱アプリックス 代表取締役会長 2019年5月 当社 社外取締役(現任) 2020年3月 ㈱ネットスターズ 社外取締役(現任) 2020年9月 野原ホールディングス㈱ 取締役(現任) (重要な兼職の状況) フューチャーブリッジパートナーズ㈱ 代表取締役 ㈱ネットスターズ 社外取締役 野原ホールディングス㈱ 取締役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 長橋賢吾氏は、社外取締役候補者であります。
3. 長橋賢吾氏は、上場企業における企業経営の経験とITビジネスについての高い見識を有しており、引き続き当該経験及び見識を活かして、取締役の職務執行を監督し、当社の経営戦略・事業戦略に関する助言・提言をいただくことを期待したためであります。
4. 長橋賢吾氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、長橋賢吾氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、同様の契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役候補者全員との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、各候補者の再任が承認された場合には、同様の契約を継続する予定であります。
7. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者の再任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、当該保険契約によっても填補されません。なお、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。また、次回の当該保険更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
8. 当社は、長橋賢吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本決議の効力は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとし、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期が満了する時まで（ただし、当該補欠監査役として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない）といたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
ふじ 藤井 尋教 (1974年10月11日生)	2004年2月 (株)ブロードティーヴィー 入社 2005年9月 (株)サーミラーズ 入社 2006年7月 (株)GRSホールディングス 入社 2010年9月 (株)FAEC (現 (株)fivemarmy) 入社 2013年5月 ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス(株)入社 2017年5月 当社 入社 2018年2月 当社 内部監査室長 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤井尋教氏を補欠監査役候補者とした理由は、公認内部監査人 (CIA) としての経験と知見を活かし、当社の内部監査室長として内部監査体制を構築し、ガバナンスプロセス、リスクマネジメント及び内部統制の整備・運用に貢献してきた実績から、当社の監査役として十分な役割を果たすことが期待できると判断し、補欠監査役候補者となりました。
3. 藤井尋教氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とすることとしております。
4. 藤井尋教氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であります。当該契約では、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。
5. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。藤井尋教氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、当該保険契約によっても填補されません。なお、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担することとしております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区代々木二丁目3番1号

ホテルサンルートプラザ新宿 1階

「芙蓉」(ふよう)

TEL 03-3375-3211



交通：JR線・小田急線・京王線「新宿駅」南口より徒歩約3分

都営新宿線・大江戸線「新宿駅」A1出口 出てすぐ横